

### 3 処理(収集運搬・中間処理)費用関係

3.1 (1)ごみ袋の指定状況
(2)ごみ処理有料化の実施について
3.2 生活系一般廃棄物の手数料
3.3 し尿処理手数料
3.4 事業系一般廃棄物の処理手数料
3.5 一般廃棄物会計基準の導入状況

3.1 (1)ごみ袋の指定状況

市町村 事務組合	指定袋 制度	対象ごみ	レジ袋 の利用	容量 (l)	販売金額 (円)	備考
さいたま市	×	もえるごみ	可			透明または半透明なら可
		もえないごみ	可			透明なら可
		有害危険ごみ	可			透明なら可(種類ごとに)
		資源物1類	可			透明または半透明なら可(種類ごとに)
川越市	×	可燃ごみ	可			
		不燃ごみ	可			
		びん・かん	可			
		ペットボトル	可			
		その他プラ	可			
		布類	可			
	○	有害ごみ	不可			
熊谷市	×	燃えるごみ	可			透明、半透明袋(レジ袋)
		カン	不可			透明袋
		ビン	不可			透明袋
		ペットボトル	不可			透明袋
		不燃ごみ	不可			透明袋
川口市	×	一般ごみ	可			透明又は白色半透明袋
		有害ごみ	可			透明袋
		プラスチック製容器包装	可			透明袋
		びん	可			透明袋
		飲料かん	可			透明袋
		金属類	可			透明袋
		ペットボトル	可			透明袋
		繊維類	可			透明袋
		事業系一般廃棄物	可			黄色半透明袋
行田市	×	燃やせるごみ	不可			
		燃やせないごみ	可			
		有害ごみ	可			
		布類	可			
所沢市	×	燃やせるごみ	可			
		破碎ごみ類	可			
		容器包装プラスチック	可			
		ペットボトル	可			
		びん・かん・スプレー缶	可			
		新聞・雑誌・雑がみ・段ボール	不可			
		小型家電製品	可			
		古着・古布	可			
		有害ごみ	可			
飯能市	×	可燃ごみ	可			透明、半透明
		不燃ごみ				透明
		有害ごみ(乾電池等)				透明
		資源ごみ				透明
加須市	○	燃やすごみ	不可	45	250円/10枚	
		燃やすごみ	不可	30	170円/10枚	
		燃やすごみ	不可	20	110円/10枚	
		燃やすごみ	不可	15	70円/10枚	
		燃やさないごみ	不可	45	250円/10枚	
		燃やさないごみ	不可	30	170円/10枚	
		燃やさないごみ	不可	20	110円/10枚	
		燃やさないごみ	不可	10	50円/10枚	

市町村 事務組合	指定袋 制度	対象ごみ	レジ袋 の利用	容量 (l)	販売金額 (円)	備考	
本庄市	○	可燃ごみ	不可	30/45	自由設定		
		不燃ごみ	不可	30	自由設定		
		可燃ごみ(事業用)	不可	45	自由設定		
		不燃ごみ(事業用)	不可	30	自由設定		
東松山市	×	可燃ごみ	可	45ℓ以下			
		不燃ごみ	可	45ℓ以下			
		プラスチック類	可	45ℓ以下			
		びん、缶、ペットボトル	可	45ℓ以下			
春日部市	×	可燃ごみ	不可	45ℓ以下		透明又は白色半透明	
		不燃ごみ	不可	45ℓ以下		透明又は白色半透明	
		びん・かん・ペットボトル	不可				専用コンテナで回収
		有害・危険ごみ	不可				専用コンテナで回収
		紙・布	不可	45ℓ以下			透明又は白色半透明
狭山市	×	もやすごみ	不可			白色半透明、無色透明	
		上記以外	不可				無色透明
羽生市	×	燃やしてもよいごみ	可				
		燃やしてはいけないごみ	可				
鴻巣市	○	燃やせるごみ	不可	45/30/20	自由設定		
		燃やせないごみ	不可	45/30	自由設定		
		プラスチック製容器包装類	不可	45/30	自由設定		
		燃やせるごみ(事業系)	不可	70	16.7		
	×	燃やせるごみ(吹上地区は紙袋)	不可		自由設定		
深谷市	×	可燃ごみ	可	45ℓまで			
		不燃ごみ	不可	45ℓまで			
		びん類	不可	45ℓまで			
		缶類	不可	45ℓまで			
		ペットボトル	不可	45ℓまで			
上尾市	×	可燃物	可				
	×	金属・陶器	可				
	×	ペットボトル	可				
	×	飲料缶・スプレー缶	可				
	×	ガラス	可				
草加市	×	可燃ごみ	可				
	×	不燃ごみ	不可				
	×	有害ごみ	不可				
越谷市	×	燃えるごみ	可				
	×	古着類	可				
蕨市	×	もやすごみ	可				
	×	布類	可				
	×	その他のプラスチック	可				
	×	その他の紙類	可				
	○	もやすごみ(事業系)	不可	45ℓ・70ℓ・90ℓ	3,654円・3,102円・4,251円	45ℓは300枚あたり70・90ℓは200枚あたり	
戸田市	×	もやすごみ	可				
		もやさないごみ	可				
		資源物	可				
	○	事業ごみ	不可	①45L	①3,654円(税込・30セット入り)		
				②70L	3,102円(税込・20セット入り)		
			③90L	4,251円(税込み・20セット入り)			

市町村 事務組合	指定袋 制度	対象ごみ	レジ袋 の利用	容量 (l)	販売金額 (円)	備考
入間市	×	可燃ごみ	可	該当なし	該当なし	
		不燃ごみ	可	〃	〃	
		プラスチック・ビニール類	可	〃	〃	
		古布・紙類	可	〃	〃	
		ビン	可	〃	〃	
		缶	可	〃	〃	
		ペットボトル	可	〃	〃	
		有害ごみ	可	〃	〃	
朝霞市	×	燃やすごみ	可			
	×	プラスチック資源ごみ	可			
	×	有害ごみ、布類	不可			透明袋のみ
	×	雑がみ	不可			透明袋のみ
	×	ビデオテープ類	不可			透明袋のみ
志木市	×	可燃ごみ	可			透明もしくは半透明の袋
		カン、ビン、ペットボトル、資源 プラスチック	不可			
		新聞、雑誌・雑がみ、段ボ ール、紙パック	不可			
		布類	不可			
		不燃ごみ	不可			
		有害ごみ(乾電池、使い捨てラ イター、蛍光灯)	不可			
和光市	×	燃やすごみ	可	45l以下		
		プラスチック	可	45l以下		
		その他ごみ(不燃)	可	45l以下		
		その他ごみ(有害)	不可	45l以下		
新座市	×	可燃ごみ	可			
		カン、ビン、ペットボトル、資源 プラスチック	不可			
		新聞、雑誌・雑がみ、段ボ ール、紙パック	不可			
		布類	不可			
		不燃ごみ	不可			
		有害ごみ(乾電池、使い捨てラ イター、蛍光灯)	不可			
桶川市	○	燃やせるごみ	不可	15	自由設定	
				30	自由設定	
				45	自由設定	
		プラスチック	不可	30~70		
		金属・ガラス・乾電池	不可	45まで		
		紙製容器包装	不可	30~		
		その他	不可	45まで		
		衣類	不可	45まで		
北本市	○	家庭系可燃ごみ	不可	20/30/45	自由設定	
		家庭系不燃ごみ	不可	30/45	自由設定	
		家庭系容器包装(資源類)	不可	30/45	自由設定	
		事業系可燃ごみ	不可	70	5,400円/300枚	
八潮市	×	可燃ごみ	可			
		不燃ごみ	可			
		資源ごみ	可			
		ペットボトル	可			
富士見市	×	可燃ごみ	可			

市町村 事務組合	指定袋 制度	対象ごみ	レジ袋 の利用	容量 (l)	販売金額 (円)	備考
三郷市	×	もえるごみ	可			
		資源びん・かん	可			
		もえないごみ	可			
		有害ごみ	可			
		資源古紙	不可			
		布類	可			
		ペットボトル	不可			
坂戸市	○	燃やせるごみ	不可	45・30・20・10	自由価格	×
	○	燃やさないごみ	不可	45・30・20	自由価格	×
	○	資源物	不可	45・30・20	自由価格	×
	○	廃乾電池・ライター	不可	資源物収集袋の外袋	資源物収集袋の外袋	×
	○	(事業系)燃やせるごみ	不可	90	3,400円(税抜) ※1ケース200枚入り、 商工会で作成・販売	×
	○	(事業系)資源物	不可	90	2,150円(税抜) ※1ケース100入り、商 工工会で作成・販売	×
幸手市	○	燃やせるごみ(家庭系)	不可	45/30/15	50/35/15	
		燃やせるごみ(事業系)	不可	70/45/30	110/70/50	
	×	燃やせないごみ	可			
		有害ごみ	可			
		危険ごみ	可			
		布	可			
		その他	可			
日高市	×	可燃ごみ	可			半透明以上の袋
		ペットボトル	可			半透明以上の袋
		有害ごみ	可			半透明以上の袋
		古布	可			半透明以上の袋
		金属ごみ	可			半透明以上の袋
吉川市	×	燃やすごみ	可			
		燃えないごみ	可			
		有害ごみ	可			
		資源ごみ	可			
ふじみ野市	○	有害ごみ(乾電池)	不可	0.04	無料	
	×	資源物1	可			
	×	資源物2	可			
	×	容器包装プラスチック類	可			
	×	容器包装以外のプラスチック類	可			
	×	もやさないごみ	可			
	×	粗大ごみ	可			
	×	もやすごみ	可			
伊奈町	×	全品目	可			透明もしくは半透明
三芳町	×	可燃ごみ	可			
	×	容器包装プラスチック類	可			
	×	容器包装以外のプラスチック類	可			
	×	蛍光灯、かがみ等	可			
	○	乾電池	不可	4.35	無料	
	×	びん・飲み物以外のかん	可			
	×	ペットボトル・飲み物のかん	不可			
	×	粗大ごみ	不可			

市町村 事務組合	指定袋 制度	対象ごみ	レジ袋 の利用	容量 (l)	販売金額 (円)	備考
滑川町	○	可燃ごみ	不可	45/30	12/10	
		資源(プラスチック)	可	70/35	14/10	
嵐山町	○	可燃ごみ	不可	45/30	12円/10円	
	○	資源ごみ(びん)	不可	30	10円	
	×	資源ごみ(プラスチック類)	可	70/35	14円/10円	
小川町	○	可燃ごみ	不可	45/30	12円/10円	
	○	資源ごみ(びん)	不可	30	10円	
	×	資源ごみ(プラスチック類)	可	70/35	14円/10円	
川島町	×	可燃ごみ	可	45ℓ以下		
		プラ製容器包装	可	45ℓ以下		
		紙製容器包装	不可	45ℓ以下		
		びん・かん・ペットボトル	不可	45ℓ以下		
		不燃・有害・危険	不可	45ℓ以下		
吉見町	○	可燃ごみ	不可	45・30・20	自由設定	
		容器包装類	不可	45・30	自由設定	
	×	不燃ごみ	可			
鳩山町	(埼玉西部環境保全組合欄参照)					
ときがわ町	○	可燃ごみ	不可	45/30	12円/10円	組合で回答
	○	資源ごみ(びん)	不可	30	10円	
	×	資源ごみ(プラスチック類)	可	70/35	14円/10円	
東秩父村	○	可燃ごみ	不可	45/30	12円/10円	
		資源ごみ(びん)	不可	30	10円	
	×	資源ごみ(プラスチック類)	可	70/35	14円/10円	
美里町	○	可燃ごみ	不可	30/45	自由設定	
		不燃ごみ	不可	30	自由設定	
		可燃ごみ(事業系)	不可	45	自由設定	
		不燃ごみ(事業系)	不可	30	自由設定	
神川町	○	家庭可燃	不可	45	100程度/10枚	
	○	家庭可燃	不可	30	100程度/10枚	
	○	家庭不燃	不可	30	100程度/10枚	
	×	資源	不可		100程度/10枚	
	×	有害	不可		100程度/10枚	
	○	事業可燃	不可	45	100程度/10枚	
	○	事業不燃	不可	30	100程度/10枚	
上里町	○	可燃	不可	30/45	自由	
		不燃	不可	30	自由	
		事業用(可燃)	不可	45	自由	
		事業用(不燃)	不可	30	自由	
寄居町	×	可燃ごみ	可			
		不燃ごみ	不可			
		有害ごみ	不可			
杉戸町	○	可燃ごみ	不可	20L. 30L. 45L	20円/枚、30円/枚、40円/枚	
	×	不燃ごみ	不可			
		ビン・缶	不可			
		ペットボトル	不可			
		布類	不可			
		有害ごみ	不可			
松伏町	×	可燃・有害・危険	可			
	×	古紙・衣類・ペット	可			
	○	雑芥	不可	30	10円/枚	
	○	金属類	不可	30	10円/枚	
	○	びん類	不可	30	10円/枚	

市町村 事務組合	指定袋 制度	対象ごみ	レジ袋 の利用	容量 (l)	販売金額 (円)	備考
蓮田白岡衛生組 合	○	燃えるごみ	不可	45・30・20	51・41・30円/袋(税込)	
	○	燃やせないごみ	不可	45・30・20	51・41・30円/袋(税込)	
	×	ガラス類	可			
	×	飲食料用缶	可			
	×	ペットボトル	不可			
	×	有害・危険ごみ	可			
	○	産業廃棄物(廃プラスチック類)	不可	70	515円/袋(税込)	
久喜宮代衛生組 合	久喜宮代清掃センター					
	○	燃やせるごみ	不可	10/20/30/45	自由設定	
	○	燃やせないごみ	不可	10/20/30/45	自由設定	
	×	有害ごみ	可			透明・無色半透明袋
	×	ビン・カン・ペットボトル	可			透明・無色半透明袋
	×	資源プラスチック類	可			透明・無色半透明袋
	○	台所資源(生ごみ)	不可	20	無料	高密度ポリエチレン袋 (生ごみ堆肥化モデル地域内全世 帯に無料配布)
	菖蒲清掃センター					
	○	燃やせるごみ	不可	10/20/30/45	自由設定	
	○	燃やせないごみ	不可	10/20/30/45	自由設定	
	×	有害ごみ	可			透明・無色半透明袋
	×	ビン・カン・ペットボトル	可			透明・無色半透明袋
	×	プラスチック製容器包装	可			透明・無色半透明袋
	八甫清掃センター					
	○	燃やせるごみ	不可	10/20/30/45	自由設定	
	○	燃やせないごみ	不可	10/20/30/45	自由設定	
	×	有害ごみ	可			透明・無色半透明袋
	×	ビン・カン・ペットボトル	不可			ネット又はコンテナ回収
	×	プラスチック製容器包装	可			透明・無色半透明袋
	小川地区衛生組 合	○	可燃ごみ	不可	45/30	12円/10円
○		資源ごみ(びん)	不可	30	10円	
×		資源ごみ(プラスチック類)	可	70/35	14円/10円	
秩父広域 市町村圏組合	○	可燃ごみ	不可	35・20・15	35・20・15円/枚	
		不燃ごみ	不可	35・20・15	35・20・15円/枚	
		事業系可燃ごみ	不可	60	110円/枚	
		事業系不燃ごみ	不可	60	110円/枚	
	×	資源ごみ(カン・ビン)	可			
		乾電池・ライター 小型家電製品	可			
埼玉西部 環境保全組合	×		可			可燃・不燃ごみは、45ℓまでの白色 半透明 レジ袋については、一袋まで(複数 の排出は不可)
	×		可			資源物は、45ℓまでの透明 レジ袋については、一袋まで(複数 の排出は不可)
埼玉中部 環境保全組合	○	可燃ごみ(事業系)	不可	70	5,400円/300枚	
		可燃ごみ(家庭系)	不可	45	自由設定	
		〃	不可	30	〃	
		〃	不可	20	〃	

3.1(2) ごみ処理有料化の実施について

市町村 事務組合	徴収方法	有料対象	料金	備考
加須市	指定ごみ取扱店	燃やすごみ	45ℓ 250円/10枚 30ℓ 170円/10枚 20ℓ 110円/10枚 15ℓ 70円/10枚	
	指定ごみ取扱店	燃やさないごみ	45ℓ 250円/10枚 30ℓ 170円/10枚 20ℓ 110円/10枚 10ℓ 50円/10枚	
戸田市	従量制	事業系ごみ	①45L 3,654円(税込・30セット、1セットは10枚) ②70L 3,102円(税込・20セット、1セットは10枚) ③90L 4,251円(税込み・20セット、1セットは10枚)	
幸手市	指定ごみ袋取扱店による販売	燃やせるごみ(家庭系)	大45ℓ 50円/枚 中30ℓ 35円/枚 小15ℓ 15円/枚	
	指定ごみ袋取扱店による販売	燃やせるごみ(事業系)	大70ℓ 110円/枚 中45ℓ 70円/枚 小30ℓ 50円/枚	
杉戸町	従量制	可燃ごみ	20円/枚、30円/枚、40円/枚	
蓮田白岡衛生組合	従量制	燃えるごみ 燃やせないごみ	45ℓ 48円/袋 30ℓ 38円/袋 20ℓ 28円/袋	消費税及び地方消費税を乗じて得た額とする。 この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。
	従量制	産業廃棄物(廃プラスチック類)	477円/袋(70ℓ)	交付する事業系指定ごみ袋の合計金額に消費税及び地方消費税を乗じて得た額とする。 この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。
	従量制	一般家庭ごみ	143円/10kg	算定した額に消費税及び地方消費税を乗じて得た額とする。 この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
埼玉中部環境保全組合	従量制	可燃ごみ(事業系)	5,400円/300枚	70ℓ
	従量制	可燃ごみ(家庭系)	自由設定	45ℓ、30ℓ、20ℓ
秩父広域市町村圏組合	従量制	可燃ごみ、不燃ごみ	35・20・15円/枚	1L1円
	従量制	事業系可燃ごみ、事業系不燃ごみ	110円/枚	1L約1.83円

3.2 生活系一般廃棄物の処理手数料

市町村 事務組合	粗 大 ご み					料 金	備考
	品目制	従量制	全部 徴収	一部 徴収	一部徴収 の基準		
さいたま市	○		○			1品あたり540円～2,160円	戸別収集
	○	○		○	100kg未満は 無料。	20円/10kg、特定適正処理困難物(スプリング入りマットレス等)については、540円～1,620円	直接搬入
川越市	○					500円から2,000円の範囲で品目により決定	粗大ごみのみ
熊谷市		○				収集運搬料金 500円/m <sup>3</sup> 直接搬入時 10円/10kg	最終処分場(市営)不燃物のみ受入れ
川口市			○			310円/1点	収集手数料
	○					620円/1点	スキー板 (2枚までを1個) サーフボード スノーボード ウインドサーフィン ボード
	○					1,240円/1点	アコーディオン カーテン
	○					1,860円/1点	スプリングマットレス 折りたたみ式ベッド 電動式ベッド
行田市	×					無料	
所沢市	○	○		○	持込合計重量50kgまでは無料	《収集》スプリング入りベットマットレスは2,000円。一辺の長さが90cm以上は1,000円。一辺の長さが50cm以上90cm未満は500円。 《持込》スプリング入りベットマットレスは1,000円。それ以外は持込合計重量が50kgを超えた場合、10kg毎に100円。50kgまでは無料。	
飯能市	○		○			戸別収集の場合、1点につき400円、800円、1,200円、1,600円の4段階。直接搬入の場合は、戸別収集料金の半額。	
加須市	○					500円/1品 130円/10kg	戸別収集は1品定額制(上限10品) 直接搬入は10kgあたりの処理料金
本庄市		○		○		直接搬入時100kgまで無料、以降は40円/10kg	
東松山市	○	○	○	○	○	50kg(計量器表示)未満は無量	戸別収集の場合、品目ごとに設定(全部徴収)持ち込みの場合、10kgにつき25円(一部徴収)
春日部市	○		○			1品500円 直接搬入の場合250円 スプリングマットレス2000円 2t車1台5,000円	
狭山市		○	○			5kg未満 : 150円 5kg以上10kg未満 : 250円 10kg以上30kg未満 : 500円 30kg以上50kg未満 : 750円 50kg以上80kg未満 : 1,150円 80kg以上 : 1,650円	
鴻巣市	○		○			品目による料金、直接搬入の場合は戸別収集時の40%の料金	
深谷市				○		50kgまでは無料 それ以上は10kgごとに10円	
上尾市		○				自己搬入80円/10kg 引取り230円/10kg	

市町村 事務組合	粗 大 ご み					料 金	備考
	品目制	従量制	全部 徴収	一部 徴収	一部徴収 の基準		
草加市	○					10kgにつき120円を基準として大きさ、形状等を勘案して市長が品目ごとに規則で定める額(草加市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則第4条の2別表のとおり)	
越谷市			○			・市で運搬する場合、スプリング入りマットレス(1辺が180cm以上のもの)1個につき2,800円 ・1辺が120cm以上180cm未満のもの1個につき800円 ・1辺が120cm未満のもの1個につき400円 ・市長が指定する場所へ市民が搬入する場合、スプリング入りマットレス1,600円	直接搬入の場合、無料有り。
蕨市	○		○			1点につき540円	
戸田市			○			400円/個	
入間市	○					50, 100, 200, 250, 300, 400, 500, 700, 1000, 1500(円)の10段階	
朝霞市	○	○		○	直接搬入の場合は、20kgまでは無料	戸別収集の場合は、1点につき1,500円以内(全部徴収)。直接搬入の場合は、60円/10kg(一部徴収)	
志木市	○	○	○			品目制: 310~3,060円 従量制: 250円/20kg	回収方法として戸別回収と自己搬入を実施
和光市	○	○	○			戸別収集は品目制、直接搬入は従量制(60円/10kg)	
新座市	○	○	○			戸別収集は品目制、直接搬入は従量制(250円/20kg)	
桶川市	○	○	○			個別収集の場合は品目制: 持込の場合は従量制80円/10kg	
北本市	○		○			戸別収集の場合は1点につき1,500円以内 自己搬入の場合はその40%	
八潮市		○	○			戸別収集 1回あたり収集運搬料600円(消費税別)+150円/10kg(消費税別) 直接持込 150円/10kg(消費税別)	
富士見市	○		○			品目表以外は準じた額	
三郷市		○	○			自己搬入 200円/10kg、戸別収集 基本手数料1,000円+500円/点	
坂戸市	○		○			品目ごとに200円~1,500円	戸別収集
		○		○	50キロを超える場合	50キロを超える場合、10キロで100円	自己搬入
幸手市		○		○	直接搬入	50円/10kg	
吉川市	○	○	○			直接搬入: 従量制150円/10kg、戸別収集: 基本手数料500円+10kgにつき150円を基準とした品目ごとの料金	吉川市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例
伊奈町		○	○			粗大ごみ: 500円/m <sup>3</sup> 一般ごみ: 20円/10kg 粗大ごみ運搬料金: 1,000円/回	
滑川町		○			50kgまでは無料	直接搬入時 50kgまでは無料 50kg以上250円~ 10kgごとに50円加算	
嵐山町		○				50kg未満は、無料 50kgは250円、以降10kgごとに50円加算される。	組合回答
小川町		○			50kg未満は無料	50kg未満は、無料。 50kgは250円、以降10kgごとに50円加算。	
川島町	○	○		○	搬入ごみは80kg/日を超えた分につき40円/10kg	粗大ごみは品目制、搬入ごみは重量制	
吉見町	○		○			品目別に100円、300円、500円、1,000円	自己搬入については、金額の4割を徴収
ときがわ町		○				50kg未満は無料。 50kgは250円、以降10kgごとに50円加算される。	組合回答

市町村 事務組合	粗 大 ご み					料 金	備考
	品目制	従量制	全部 徴収	一部 徴収	一部徴収 の基準		
東秩父村		○				50kgまでは無料 50kgは250円、以降10kgごとに50円加算される	
美里町		○	○			10kgにつき40円	
上里町		○		○	直接搬入時、 100kgまで無 料	100kgを超えたら10kgにつき40円	
寄居町		○	○			直接搬入時50kgを越えた部分10円/10kg	大里広域市町村圏組合
杉戸町							
松伏町	○		○			収集運搬費250円/15kg 処理費250円/15kg	
蓮田白岡衛生組 合	○	○	○			品目別に1点当たり510～2,050円に設定。条例に 個別の設定が無い品目は寸法に準じ510～2,050 円。直接持込みは150円/10kg。	
久喜宮代衛生組 合	○		○			500円/1点	品目によって点数が異な る物有
志木地区衛生組 合		○	○			直接搬入250円/20kg	
小川地区衛生組 合		○				50kg未満は無料。 50kgは250円、以降10kgごとに50円加算される。	
秩父広域 市町村圏組合		○	○			100kgまで400円、100kgを超えた時は10kgごとに 40円加算	
児玉郡市広域 市町村圏組合		○		○	直接搬入時 100kg以下無 料	100kgを超えた10kgにつき40円	
埼玉西部 環境保全組合		○	○			持ち込みをする場合は50kgまで200円。以降10k gごとに100円を加算。戸別収集の場合は基本料 金500円に大きさ及び重さにより大中小の3段階 の手数料を加算する。	
大里広域 市町村圏組合		○	○			直接搬入時50kgを超える分は10kgにつき10円	
埼玉中部 環境保全組合	○						構成市町にて徴収

3.3 し尿処理手数料

市町村 事務組合	従 量 制	回 数 制	定額制		料 金	備 考
			世 帯 制	人 員 制		
さいたま市	○		○	○	・定期収集 480円/世帯/月+230円/人/月 ・臨時収集 480円/回+230円/36ℓ	別途消費税
川越市	○		○	○	(普通世帯) ・汲取り便槽 月額180円/1世帯 月額250円/1世帯員 ・改良便槽又は特別の収集によるもの 月額180円/1世帯 従量200円/36ℓ (事業者その他多数の者が利用する施設) 月額680円/1施設 従量260円/36ℓ	
熊谷市	○				320円/36ℓ	別途消費税加算
川口市	○		○	○	480円/月世帯+220円/月人 270円/36ℓ	
行田市	○		○	○	523円/月施設+313円/36ℓ 470円/月世帯+313円/月人 (特殊便槽使用世帯261円/月追加)	
秩父市	○				149円/18ℓ	
所沢市	○		○	○	850円/100リットル、420円/月世帯+262円/月人(特殊便槽は210円/ 月世帯、簡易水洗便槽は210円/月人追加)	
飯能市			○	○	350円/月世帯+270円人(1歳未満は無料)	一般家庭
	○				36ℓにつき270円	一般家庭で取り扱うことが適当でないとき 市長が認めたとき
東松山市	○					20ℓにつき206円
春日部市			○	○	普通便槽=世帯割280円/世帯+人員割220円/人 無臭便槽=世帯割280円/世帯+人員割260円/人	収集手数料として徴収
狭山市	○		○	○	普通世帯:390円/月世帯+290円/月人 普通世帯以外:290円/36ℓ(消費税込)	
鴻巣市			○	○	410円/月(施設)+356円/36リットル 410円/月(世帯)+356円/月(人)	
深谷市	○				し尿:330円/36ℓ(税抜き)浄化槽:許可業者の価格設定による	
上尾市	○	○	○	○	世帯割450円 人員割270円 改良便槽330円 加算従量制36ℓにつき270円	
草加市	○		○	○	・定額制(普通)月額1世帯につき370円、月額1人につき320円(満1 歳未満の者を除く。) ・定額制(改良式)月額1世帯につき560円、月額1人につき320円 (満1歳未満の者を除く。) ・従量制36ℓにつき330円(不特定多数の者が利用する便槽のもの)	消費税相当額を加算する
越谷市	○		○	○	従量制 170円/18リットル 定額制 普通便槽 単身世帯520円、普通世帯450円+1人につき300円 改良便槽 単身世帯650円、普通世帯700円+1人につき300円	いずれも月額
蕨市	○			○	普通世帯1人314円/月 通勤者1人159円/月 多数出入りする場所344円/36ℓ	普通世帯員は2歳未満を除く
戸田市		○		○	一般家庭 310円/人 事業所 340円/人	
入間市	○		○	○	・(月1回)世帯割610円+人員割(1人につき)210円 ・36ℓにつき270円(従量制)	
桶川市	○		○	○	一般家庭:月額1世帯につき普通便槽450円(改良便槽780円)+月額 1人につき270円 事業所:36リットルにつき270円	
北本市	○		○	○	一般世帯 世帯割月額410円、1人月額356円 事務所、事業所その他の施設 施設割月額410円、36リットル356円	
八潮市	○		○	○	従量制 36ℓにつき330円 定額制 普通便槽 世帯割(360円)人数割(310円) 無臭便槽 世帯割(510円)人数割(310円)	
富士見市			○	○	【定額制】普通世帯のみ・1世帯につき月額900円 ・世帯員1人につき月額300円	平成28年4月1日より、公費負担を廃止 し、手数料改定を行った。事業所及び仮設 トイレの汲取りについては、手数料の徴収 なし。

市町村 事務組合	従 量 制	回 数 制	定額制		料 金	備 考
			世 帯 制	人 員 制		
三郷市	○	○	○	○	定額制(月2回) 普通便槽 世帯料金420円(一律)人数280円/人 無臭便槽 世帯料金520円(一律)人数280円/人 従量制320円/36ℓ	
幸手市	○	○				7円21銭/ℓ
日高市	○		○	○	250円/月(世帯)+250円/月(人)及び240円/36ℓ	
吉川市			○	○	世帯制:400円/月(簡易水洗便槽は600円/月)・人員制:1人300円/月)	吉川市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例
ふじみ野市			○	○	1回900円+世帯員一人につき300円	
伊奈町	○		○	○	従量制:270円/36ℓ 定額制:世帯料金450円/月(改良便槽は+330円) 人員料金一人当たり270円/月	
越生町						各指定業者の設定料金
滑川町	○				収集:330円/36ℓ 処理:10円/36ℓ 浄化槽汚泥:30円/36ℓ	
嵐山町	○				収集:330円/36ℓ 処理:10円/36ℓ 浄化槽汚泥:30円/36ℓ	組合回答
小川町	○				収集:330円/36ℓ 処理:10円/36ℓ 浄化槽汚泥:30円/36ℓ	
川島町			○	○	(世帯制)300円・(人員制)320円	
鳩山町	○	○	○	○	許可業者の価格設定による	
ときがわ町	○				収集:330円/36ℓ 処理:10円/36ℓ 浄化槽汚泥:30kg/36ℓ	組合回答
横瀬町	○				18ℓあたり149円	
小鹿野町	○					102円/10リットル ※100リットル未満であっても1020円/回
東秩父村	○				収集:330円/36ℓ 処理:10円/36ℓ 浄化槽汚泥:30円/36ℓ	
寄居町	○				165円/18ℓ	
杉戸町	○		○	○	定額制 普通(230円×人数)+310円 無臭(290円×人数)+390円 従量制250円/36ℓ	
松伏町	○				300円/36ℓ	
蓮田白岡衛生組合	○		○		(1)一般家庭 (412円/月(世帯)、360円/(人)) (2)多人数の出入する場所 92円/10ℓ (3)簡易水洗便所等 92円/10ℓ	(1) 便槽1ヶ月1回を基準とする。ただし、便槽2ヶ所以上汲取の場合は、1ヶ所増す毎に割り増し料として、基準料金の1/2を加えた額とする。 (2) 改良便所を使用する世帯については、便槽1槽につき月額360円(1人1ヶ月分)を加算する。 (3) 簡易水洗便所等水を使用する汲取便所は汲取量に10ℓにつき92円を乗じた額とする。
久喜宮代衛生組合	○			○	重量制:70円/10リットル 人数制:500円/月人(4人まで徴収) 浄化槽汚泥:200円/1キロリットル	久喜宮代清掃センター管内
	○				200円/1キロリットル	八甫清掃センター管内
朝霞地区一部事務組合	○		○	○	1世帯基本料金 月額822円、人員割(1人につき)月額308円、1歳未満は除く	
皆野・長瀬上下水道組合	○				36ℓ当 338円	
入間東部地区事務組合			○	○	【定額制】普通世帯のみ ・1世帯につき月額900円 ・世帯員1人につき月額300円	平成28年4月1日より、公費負担を廃止し、手数料改定を行った。 事業所及び仮設トイレの汲取りについては、手数料の徴収はなし。
小川地区衛生組合	○				収集:330円/36ℓ 処理:10円/36ℓ 浄化槽汚泥:30kg/36ℓ	
児玉郡市広域市町村圏組合	○				1円/36kg	生し尿・浄化槽汚泥 同一料金

3.4 事業系一般廃棄物の処理手数料

市町村 事務組合	徴収区分	全部 徴収	一部 徴収	一部徴収 の基準	料 金	備 考
さいたま市	3				170円/10kg×1.08	
川越市	3	○			市の処理施設への搬入 10kgにつき 220円	
熊谷市	3	○			200円/10kg	
川口市	3	○			220円/10kg	
行田市	3	○			150円/10kg(可燃ごみを除く)	可燃ごみは鴻巣行田北本環境資源組 合参照
所沢市	3	○			240円/10kg	燃やせるごみのみ受入
飯能市	3	○			200円/10kg	10kg未満も200円
加須市	3	○			130円/10kg	
東松山市	3	○			10kgにつき200円	
春日部市	3	○			210円/10kg	
狭山市	3	○			210円/10kg	
羽生市	3	○			120円/10kg	
鴻巣市	3	○			18円/kg(埼玉中部) 15円/kg(鴻巣行田北本)	埼玉中部環境保全組合 で徴収(可燃・粗大) 鴻巣行田北本環境資源組合 で徴収(可燃のみ)
深谷市	3	○			10kgにつき180円	
上尾市	3	○			230円/10kg	
越谷市	3	○			100円/10kg(不燃物)	
入間市	3		○		230円/10kg	
朝霞市	3	○			220円/10kg	
志木市	3	○			可燃・不燃・ペットボトルは、450円 /20kg、ビン330円/20kg	
和光市	3	○			220円/10kg	
新座市	3	○			可燃・不燃・ペットボトルは、450円 /20kg。ビン330円/20kg。	志木地区衛生組合回答
桶川市	3	○			170円/10kg	
八潮市	3	○			210円/10kg	東埼玉資源環境組合を参照
富士見市	3	○			可燃ごみ(資源プラスチック含む)、不 燃ごみ、ペットボトル20* <sub>0</sub> につき450 円 ビン20* <sub>0</sub> につき330円 カン 無料	
三郷市	3	○			200円/10kg	
坂戸市	3	○			230円/10kg	10kg未満は10kgとみなす
幸手市	3	○			・可燃ごみ 大70 <sub>リットル</sub> 110円/枚 中45 <sub>リットル</sub> 70円/枚 小30 <sub>リットル</sub> 50円/枚 ・可燃ごみ以外 110円/10kg	
日高市	3	○			240円/10kg	
吉川市	3	○			210円/10kg	吉川市廃棄物の処理及び再生利用に 関する条例第12条別表第1による(東 埼玉資源環境組合廃棄物処理手数料 条例第3条第2項本文の規定を準用)
ふじみ野市	3	○			100円/10kg	
伊奈町	3	○			170円/10kg	
三芳町	3	○			可燃100円/10kg	
滑川町	3	○			200円/10kg	
嵐山町	3	○			200円/10kg	組合回答
小川町	3	○			200円/10kg	
川島町	3				20円/kg	
吉見町	3	○			180円/10kg	埼玉中部環境保全組合で徴収
ときがわ町	3	○			200円/10kg	組合回答
東秩父村	3	○			200円/10kg	
神川町	3	○			10kgにつき200円	

市町村 事務組合	徴収区分	全部 徴収	一部 徴収	一部徴収 の基準	料 金	備 考
寄居町	3	○			180円/10kg	大里広域市町村圏組合
杉戸町	3			○	小袋(30L) 50円/枚 中袋(45L) 70円/枚 大袋(70L) 110円/枚 持込 110円/10kg	
蓮田白岡衛 生組合	3	○			150円/10kg	消費税及び地方消費税を乗じて得た 額とする。この場合において、10円未満 の端数が生じたときは、その端数金額 を切り捨てるものとする。
久喜宮代衛 生組合	3	○			200円/10kg	
志木地区衛 生組合	3	○			可燃・不燃・ペットボトルは、460円 /20kg。ビンは、340円/20kg。	
小川地区衛 生組合	3	○			200円/10kg	
東埼玉資源 環境組合	3	○			210円 / 10kg	
蕨戸田衛生 センター組 合	3				10kg当たり183.6円	
鴻巣行田北 本環境資源 組合	3	○			150円/10kg	
秩父広域 市町村圏組 合	1	○			収集・処理:定額2,000円×月額(可燃ご み・不燃ごみ別)+指定ごみ袋(110円/ 枚)※1口15袋まで 直接搬入:100kgまで800円、100kgを超 えた時は10kgごとに80円加算	徴収区分について 直接搬入の場合は3
児玉郡市広 域市町村圏 組合	3	○			200円/10kg	
埼玉西部 環境保全組 合	3	○			10kgにつき230円	
大里広域 市町村圏組 合	3	○			10kgにつき180円	
埼玉中部 環境保全組 合	3	○			180円/10kg	

徴収区分 1. 収集・処理料金として徴収  
2. 収集料金として徴収  
3. 処理料金として徴収

### 3.5 一般廃棄物会計基準の導入状況

市町村 組合	一般廃棄物会計基準			備考
	原価計算書	行政コスト計算書	資産・負債一覧	
さいたま市	作成済	作成済	作成済	
川越市	作成済み	未作成	未作成	
熊谷市	未作成	未作成	未作成	市独自の算出方法による
川口市	作成済み	作成済み	作成済み	平成18年度～
所沢市	作成済み	作成済み	作成済み	
東松山市	未作成	未作成	未作成	独自の方法により、ごみ処理単価を算定
蓮田白岡衛生組合	作成済み	作成済み	作成済み	
久喜宮代衛生組合	未作成	未作成	未作成	久喜宮代清掃センターのみ独自の方法により算出
東埼玉資源環境組合	未作成	未作成	未作成	処理経費は独自に算出